

### 関連する施策展開

○幅広い年代の都民の学習機会を充実するため、社会教育施設の利用者への適切なサービスを提供します

○文化財に対する保護の必要性や重要性を広く都民に周知します

#### 1 都立図書館におけるサービスの充実（地域教育支援部）

##### (1) 図書館サービスの充実

東京に集う人々の多様な知的活動や「学び」を支援するため、資料収集やサービス等に関する各種調査結果を踏まえたニーズの反映、レファレンスサービスの強化等による多様な学びの支援を行う。

##### (2) 図書館環境の構築

調査研究や学習活動、読書活動など様々なニーズや活動に応えるため、施設・設備面での整備を図るとともに、電子書籍などデジタル化に対応した多様な情報源へのアクセス環境を整備する。

また、協力支援事業として、区市町村立図書館に対し、協力貸出や研修等多様な協力事業の展開を図るとともに、統合検索システム等を活用した区市町村立図書館間の相互協力体制を支援する。

##### (3) 都政における施策推進の支援

東京都職員が政策立案する際に必要な資料・情報を提供する。

##### (4) 次世代育成の学校教育支援

「第四次東京都子供読書活動推進計画」等に基づく事業をはじめ、児童・生徒の読書活動や学習活動及び教職員の授業研究や学校図書館運営等に対する支援を実施する。

##### (5) オリンピック・パラリンピック関連事業

東京 2020 オリンピック・パラリンピック関連情報をはじめとした「東京」に関する情報を集積・整備し、広く提供・発信する。また、オリンピック・パラリンピック関連事業の機運の醸成を図るため、Web コンテンツを更新充実するとともに、企画展示の実施、オリンピック・パラリンピック関係資料の収集、区市町村立図書館との連携事業を行う。

#### 2 子供の読書活動の推進（地域教育支援部）

令和 3 年 3 月に策定した「第四次東京都子供読書活動推進計画」に基づき、乳幼児期からの読書習慣の形成、学習の基盤となる資質・能力の育成のための読書活動の推進、特別な配慮を必要とする子供の読書環境整備の推進及び読書の質の向上に向けた取組を行う。

##### (1) 発達段階に合わせた取組

ア 乳幼児の読書活動の推進

イ 小・中学生の読書活動の推進

ウ 高校生等の読書活動の推進

エ 特別な配慮を必要とする子供の読書活動の推進

##### (2) 読書活動推進の基盤づくり

ア 読書活動推進状況等の調査

イ 読書活動を支える人材の育成

### 3 体験活動の充実（地域教育支援部）

東京スポーツ文化館（区部ユース・プラザ）及び高尾の森わくわくビレッジ（多摩地域ユース・プラザ）において、各施設の利用サービスの提供、それぞれの施設の特徴を生かしたユース・スクエア事業、社会教育事業や文化・スポーツ教室を実施し、広く都民に文化・学習活動やスポーツ活動の機会と場を提供する。両施設とも管理・運営業務はPFI方式で行っており、東京スポーツ文化館は、PFI区部ユース・プラザ（株）が、高尾の森わくわくビレッジは京王ユース・プラザ（株）がそれぞれ受託している。

### 4 適切な文化財の保護施策の実施（地域教育支援部）

#### (1) 文化財の保護

##### ア 文化財保護審議会

教育委員会の諮問に応じて文化財の指定、保存及び活用に関する重要事項を調査審議し、これらの事項について教育委員会に建議する。

##### イ 文化財調査活動

都内に遺存する文化財の現状を把握するとともに、文化財及び伝統的技術の現存状況の実態を調査し、保護計画立案の資料とする。

##### ウ 文化財の保存助成

文化財を良好な状態で保存し後世に伝えるために、文化財の復原修理、破損修理、無形文化財の保存・伝承に関する事業など、多額の経費を要するものに補助・助成する。

##### エ 文化財の保護管理

都教育委員会が管理団体となっている文化財の管理を行うほか、指定文化財の所有者又は管理者に対して、管理公開謝礼を支払う。

##### オ 文化財保護思想の普及

「文化財の保護」、「東京の文化財」等の啓発資料の作成及び配布、文化財記録映画作成を行う。また、都民俗芸能大会や日本伝統工芸展など文化財関係事業の共催・後援を行う。

##### カ 東京文化財ウイーク

11月3日の文化の日前後に、都内全域で様々な文化財を公開するとともに、文化財関連企画事業を実施し、多くの都民等にこれらの文化財に触れる機会を提供する。

##### キ 銃砲刀剣類の登録

都民の所持する美術品又は骨董品として価値のある火縄式銃砲等古式銃砲及び美術品として価値のある刀剣類の登録を行う。

##### ク 博物館の登録等

教育及び文化の発展に寄与することを目的とした都内に所在する博物館について、博物館法に基づき登録、登録事項の変更及び登録の抹消を行う。

#### (2) 埋蔵文化財の保護管理

##### ア 埋蔵文化財の保護管理

都内に残されている埋蔵文化財（土地に埋蔵された文化財）を保護するため、遺跡の周知徹底を図る。遺跡の保存が難しい場合は、発掘調査を実施し、記録保存を行う。

また発掘調査の成果を活用し、普及啓発を行う。

イ 出土品の保管（埋蔵文化財収蔵庫）

都内埋蔵文化財の調査により出土した資料等を収蔵管理し、資料等の貸出しにより活用を進め埋蔵文化財の広報・普及を図る。

ウ 東京都立埋蔵文化財調査センターの管理運営

発掘調査に伴う出土品と調査記録等を適切に保管するとともに、調査研究、出土品等の資料展示による普及事業を行う。

なお、埋蔵文化財調査センターの管理運営は、平成18年4月から指定管理者制度を導入し、現在は公益財団法人東京都スポーツ文化事業団へ委託している。

- (ア) 多摩ニュータウン区域内からの出土品を中心とした常設展示・企画展示
- (イ) 繩文時代集落の遺跡を遺跡庭園「縄文の村」として整備・公開
- (ウ) 博物館や文化財関係機関等の要請に応じた収蔵品の貸出し

**5 東京都教育の日（地域教育支援部）**

都民の教育に対する関心を高め、次代を担う子供たちの教育に関する取組を都民全体で推進し、都における教育の充実と発展を図るため、平成16年2月に、毎年11月の第一土曜日（令和3年度は11月6日）を「東京都教育の日」と定めた。